

議案第13号

富津市市営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

富津市市営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年2月21日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成29年法律第25号）等が施行されたことに伴い、市営住宅の入居者で収入の申告をすること等が困難な事情にある場合における当該住宅の家賃の決定方法について定めるとともに、関係する規定を整備するため、条例の一部を改正するものである。

富津市市営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

富津市市営住宅設置及び管理に関する条例（平成9年富津市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第15条に次の1項を加える。

- 4 法第16条第4項に規定する入居者に該当する者が第1項に規定する収入の申告をすること及び第44条第1項の規定による請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、当該入居者の市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、当該入居者の収入及び当該市営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。

第32条第3項中「第1項」の次に「及び前項」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 法第16条第4項に規定する入居者に該当する者の収入の額が第6条第1項第2号の金額を超え、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き3年以上入居している場合において、当該入居者が第15条第1項に規定する収入の申告をすること及び第44条第1項の規定による請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第15条第4項の規定及び第1項の規定にかかわらず、当該入居者の市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、当該入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で令第8条第3項に規定する方法により算出した額とする。

第34条第1項中「及び」の次に「第4項並びに」を、「第32条第1項」の次に「及び第3項」を加える。

第38条及び第39条中「第15条第1項」の次に「若しくは第4項」を、「第32条第1項」の次に「若しくは第3項」を加え、「第11条」を「第12条」に改める。

第44条第1項中「第15条第1項」の次に「若しくは第4項」を、「第32条第1項」の次に「若しくは第3項」を加え、「第32条第3項」を「第32条第4項」に、「明け渡し」を「明渡し」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。